



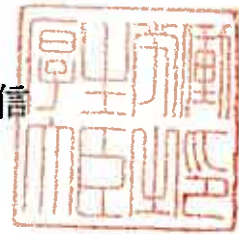
参考1

厚生労働省発基0330第1号
令和2年3月30日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働基準法施行規則の一部改正

一 記録保存期間の延長

次に掲げる記録の保存期間について、五年間に延長することとする。

(一) 労働基準法（以下「労基法」という。）第三十六条第三項の限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置の実施状況に関する記録

(二) 労基法第三十八条の三第一項第四号に規定する労働者の労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置として講じた措置並びに同項第五号に規定する労働者からの苦情の処理に関する措置として講じた措置に関する労働者ごとの記録

(三) 労基法第三十八条の四第一項第四号に規定する労働者の労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置として講じた措置、同項第五号に規定する労働者からの苦情の処理に関する措置として講じた措置並びに同項第六号の同意に関する労働者ごとの記録

(四) 労基法第三十八条の四第一項の委員会の議事録

(五) 労基法第三十九条第五項から第七項までの規定により有給休暇を与えたときに作成しなければならぬ時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類

(六) 労基法第四十一条の二第一項の規定による同意及びその撤回、同項第二号イの合意に基づき定められた職務の内容、同号ロの支払われると見込まれる賃金の額、同項第三号に規定する健康管理時間の状況並びに同項第四号から第六号まで及び第八号に規定する措置の実施状況に関する対象労働者ごとの記録並びに労働基準法施行規則（三において「労基則」という。）第三十四条の二第十五項第三号の規定による医師の選任に関する記録

(七) 労基法第四十一条の二第一項の委員会の議事録

二 記録保存期間の計算の起算日

(一) 労基法第九十九条に規定する賃金台帳及び賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存期間の計算について、当該記録に係る賃金の支払期日が当該記録の最後の記入の日又はその完結の日より遅い場合には、当該支払期日を起算日とすることとする。

(二) 一の(二)から(七)までに掲げる記録（賃金の支払に係るものに限る。）の保存期間の計算についても、

(一)と同様の取り扱いとすることとする。

三 経過措置

一による改正後の労基則に規定する記録の保存期間について、当分の間、三年間とすることとする。

第二 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部改正

一 記録保存期間の延長

次に掲げる記録の保存期間について、五年間に延長することとする。

(一) 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(二)において「労働時間等設定改善法」という。)第七條に規定する労働時間等設定改善委員会の議事録

(二) 労働時間等設定改善法第七條の二に規定する労働時間等設定改善企業委員会の議事録

二 記録保存期間の計算の起算日

一の(一)及び(二)に掲げる記録の保存期間の計算の起算日についても、第一の二の(一)と同様の取り扱いとすることとする。

三 経過措置

一 による改正後の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則に規定する記録の保存期間について、当分の間、三年間とすることとする。

第三 その他

- 一 この省令は、労働基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。